

大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

【解説】

- ・この条例は、市の機関等に係る行政手続等について書面等によることに加え、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」により行うことができるようにするための共通事項を定めるものである。
- ・この条例の対象となるのは、「市の機関等に係る申請、届出その他の手続等」であって、市民から市の機関等への申請、届出や市の機関等から市民への処分通知などの、市の機関等を主体又は名宛てとする手続等である。また、電磁的記録の縦覧や作成なども含むため、手続「等」として規定している。
- ・「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」とは、市の機関等のコンピュータと市民のコンピュータとをインターネット等で接続したオンラインシステムを利用して、申請等や処分通知等の行政手続等を行うことのほか、縦覧や閲覧を書面等に代えてパソコン等を利用して行うこと、書面等の作成や保存に代えてパソコン等を利用して電磁的記録を作成・保存することである。(以下、「オンライン化等」と表記する。)

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」及び「神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」との関係

市の機関等に係わる手続等の中で、「法令に基づく手続等」は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」によって、また「神奈川県の条例等に基づく手続」は、「神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」によって、オンライン化等が可能である。ただし、法令や神奈川県の条例に基づく手続等であっても、市の個別条例等で書面によることを規定している手続等は、本条例が適用されることとなる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。)をいう。
- (2) 市の機関等 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される市の執行機関、市議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたもの及び同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

【解説】

<第1号関係>

- ・この条例の対象となるのは、条例及び規則(規程を含む。)であり、告示や要綱、要領等は含まれない。
- ・「地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程」とは、地方自治法第180条の5に定める委員会(教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会)が定める規程をいう。

<第2号関係>

・「市の機関等」とは、以下をいう。

- 1) 市の執行機関(市長、収入役、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、市の執行機関の附属機関)
- 2) 市議会
- 3) 1)及び2)に置かれる機関又は職員であって法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたもの。(例：建築主事)
- 4) 指定管理者(公の施設の管理を行う市の指定する法人等)

<第3号関係>

・規定している以外にも、「証」「状」「印紙」「手帳」なども「書面等」に該当する。

<第5号関係>

・電磁的記録とは、CDやDVDなどの媒体に記録された電子的記録や、ハードディスクやフロッピーディスクなどの媒体に記録された磁氣的記録などの総称をいう。

<第7号関係>

・「申請」とは、法令に基づき、市に対して許認可等を求める行為であって、当該行為に対して市の機関等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

・「届出」とは、市の機関等に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているものをいう。

<第8号関係>

・「縦覧」とは、誰にでも見せる定めがある選挙人名簿や、土地改良事業計画書などを見ることをいう。

・「閲覧」とは、戸籍簿などのように、通常申し出を待って利害関係人又は請求人が調べることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

【解説】

<第1項関係>

- ・ 条例等により書面で行なうこととされている申請等を、個別条例等を改正せずに当該申請等のオンライン化等ができる旨を規定している。
- ・ 本条の直接適用となるのは、申請等のうち「条例等の規定により書面等により行うこととしているもの」であり、条例等で申請等の方法について何の規定もないような申請等については、本条例の適用はない。
- ・ 「規則で定めるところにより」とは、申請等のオンライン化等の方法等については、別途制定する規則に委任しているということである。規則で定める事項としては、申請等を行うものが入力すべき事項、申請等を行う者が使用する電子計算機の要件、電子署名に関すること、複数部数のみなし規定などである。
- ・ 「電子計算機」については、専用線端末を使用する場合が残る可能性、将来的にCPUを搭載しない端末（「電子計算機」に該当しない端末）が出現する可能性を考慮し、電子計算機を単なる入出力装置も含むものと規定している。

<第2項関係>

- ・ オンラインによる申請等が行われた場合については、個別条例等の規定に定めた書面等により行われたとみなして、当該条例等の規定を適用する旨を規定するものである。
- ・ 申請書等の様式についても、個別条例等で規定している様式とオンラインによる申請の様式が違う場合でも、申請の様式に必要な事項等が網羅されていれば、個別条例等の様式と同じとみなされる。

<第3項関係>

- ・ 「市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」とは、具体的に

は、申請等を受け付けるシステムの受付サーバーに備えられたファイルへの記録が完了したときをいう。

< 第4項関係 >

- ・オンラインで申請等を行う場合において、個別条例等の規定において署名等を義務づけているものについて、「氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるもの」で代替可能とする規定である。
- ・「氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるもの」について、施行規則では、電子署名、又は当該申請等を行ったものを確認するための措置（簡易な手続など、電子署名を要しないものについて、識別符号、暗証符号を使用することなどが該当する）としている。
- ・電子署名とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第12条第1項に規定する電子署名をいう。電子署名は、当該電子署名を行ったものを確認するために必要な事項を証する電子証明書が、合わせて送信されるものに限るものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

【解説】

< 第1項関係 >

- ・処分通知等のオンライン化等を可能とする規定である。論点については、第3条第2項の逐条解説を参照。

<第2項関係>

- ・処分通知等の書面等みなし規定である。論点については、第3条第2項の逐条解説を参照。

<第3項関係>

- ・「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」とは、相手方（市民等）がシステムのファイルにアクセスし、ダウンロードにより処分通知等を取得した時をいう。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

【解説】

<第1項関係>

- ・条例等の中には、市民等から届出された書面等を公衆の縦覧に供するなどの縦覧・閲覧に関する手続も存在している。本項では、申請等や処分通知等のオンライン化等と同様に、条例等で書面等で行うこととしている市の機関等が作成した登録簿等の縦覧あるいは閲覧についても規則で定める方法により電子化をすることが可能であるとしている。

- ・「電磁的記録に記録されている事項」とは、具体的には、次の方法などが考えられる。

インターネット等を利用して市民の自宅や企業の事務所等のパーソナル・コンピュータ等の画面に、縦覧等に供する事項を表示して行う方法

市の機関等の事務所に置かれている縦覧等の専用端末機器の画面に縦覧等に供する事項を表示して行う方法

- ・「当該事項を記載した書類の縦覧等」とは、電磁的記録を用紙に出力したものを縦覧等に供することをいう。

< 第 2 項関係 >

- ・縦覧等の書面等みなし規定である。論点については、第 3 条第 2 項の逐条解説を参照。

(電磁的記録による作成等)

第 6 条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第 1 項の場合において、市の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

【解説】

< 第 1 項関係 >

- ・条例等の中には、市民等からの届出に基づき、当該届出に関する書面等を作成すること、市民等から届け出られた書面等を保存することなどの手続も存在している。
- ・本条は、条例等において、書面等により作成、保存することとしている台帳や登録簿等について、個別の条例等を改正せずに規則で定める方法により、コンピュータ等の利用による当該書面等に係る電磁的記録の作成、保存をもって代えることができることを規定したものである。

< 第 2 項関係 >

- ・作成等の書面等みなし規定である。論点については、第 3 条第 2 項の逐条解説を参照。

< 第 3 項関係 >

- ・個別条例等の規定において署名等を義務づけているものについて、電子署名等で代替可能とする規定である。論点については、第 3 条第 4 項の逐条解説を参照。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第 7 条 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を

確保するよう努めるものとする。

- 3 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

【解説】

< 第1項関係 >

・市が、市の機関等に係る手続等のオンライン化等の推進を図るために、情報システムの整備その他必要な措置を講ずることについての努力義務について規定するもの。

・「情報システムの整備」とは、電子申請・届出システムや地方公共団体組織認証基盤等の整備をいう。

地方公共団体組織認証基盤とは、地方公共団体が住民・企業等との間で実施する申請・届出等の手続き、あるいは地方公共団体間の文書のやり取りを電子的に行う場合において、作成する電子文書等の内容が改ざんされていないかを確認する手段として、使用される仕組みをいう。

・「必要な措置」には、市の職員の情報活用能力の向上ための取り組み、具体的には職員研修などが考えられる。

< 第2項関係 >

・「安全性及び信頼性を確保」とは、システム整備に当たってセキュリティ面に配慮した仕組みにするものの他、情報セキュリティポリシーの見直し、電子署名や認証制度に係るシステムの整備を行うことなどを含んでいる。

< 第3項関係 >

・「当該手続等の簡素化又は合理化」とは、単に手続等のオンライン化等を行うだけではなく、手続等そのものの簡素化又は合理化を図るよう努めなければならないことを意味している。具体的には、添付書類の省略、提出部数の削減、複数機関等への申請書類の提出の見直し、経由事務の見直し等が挙げられる。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表等)

第8条 市長は、市の機関等の所管に係る手続等で、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととするものを、規則で定めるところにより、あらかじめ告示しなければならない。

2 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

【解説】

<第1項関係>

- ・本条例に基づき、オンライン化等される申請等について告示する旨を規定している。
- ・告示は、市長や各行政委員会ごとで行うことが原則であるが、市民などが分かりやすいように、市長がとりまとめて告示を行なう。

[施行規則 第9条]

情報通信技術利用条例第8条第1項に規定する告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 手続等の名称(条例、規則等の様式名称をいう。)
- (2) 手続等の根拠となる条例、規則等の名称及び条項
- (3) 手続等を開始又は廃止する年月日
- (4) 手続等を所管する市の機関等の名称

<第2項関係>

- ・電子情報処理組織の使用に関する状況の公表は、市の機関等ごとに行うのではなく、市長がまとめて公表することを想定している。「市長は」と規定している。具体的には、「電子申請・届出システム」のホームページ上にオンライン申請などが可能な手続を手続一覧などの形で公表することを想定している。
- ・オンライン化等している申請等及び処分通知等について、必ず公表することとするものである。しかし、作成等や縦覧等については、公表の必要性については申請等及び処分通知等より低いと考えられ、必要に応じて公表することとなる。
- ・今後の情報通信の技術の進展に応じてインターネット以外の方法もあり得るため、インターネットを例示し、「インターネットの利用その他の方法」としている。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

<第9条関係>

- ・規則は、条例第2条第2号で規定する市の機関等ごとに制定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(大和市行政手続条例の一部改正)

- 2 大和市行政手続条例(平成9年大和市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第32条第3項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

【解説】

<附則2関係>

- ・行政手続オンライン化条例の制定に伴い、市の機関に係る申請・届出その他の手続等について、オンラインにより行うことができるようになったことから、市行政手続条例における関連部分について改正する必要性が生じたものである。
- ・行政手続条例第7条の行政処分に関する理由の提示及び第32条の行政指導の方式に関して、電子申請及び処分通知等で行なったケースも適用されるよう規定したものである。
- ・電子申請で行われた「申請等の手続」については、条例第3条第2項及び第4条第2項などの規定により、書面等により行われたと「みなす」こととなるが、行政手続条例第7条及び第32条などの「電子的に申請された申請書や、電子的に行なわれた処分通知書」等の「電子的な手続きによる申請書及び処分通知そのもの」については、「みなし規定」が適用されないので、附則により同条例を改正するものである。